

平成 27 年 2 月 10 日

株式会社 山 全 様

第環 計 No. 260137



計量証明事業登録 徳島県第 88 号 (濃度)

徳島県阿波市阿波町南整理 266 番地 1

株式会社 第一環境ソリューション

TEL (0883) 35-6871 FAX (0883) 35-6872

代表取締役 佐藤 恭司

計量管理者 佐藤 恭司

(環境計量士 [濃度] 第 1871 号)

計 量 証 明 書

平成 27 年 1 月 20 日 御依頼を受けた

業 務 名	深川谷アスコ処理場 水質検査
試料採取者	株式会社 第一環境ソリューション
試料採取日	平成 27 年 1 月 20 日
試料採取方法	ポリビン及びガラスビンによる直接採取
試料採取場所	三好市池田町深川谷 (砂防堰堤の所)
計量の対象	濃 度 : 水質試験
計量の方法	(別紙に記載)

の計量結果を別紙(2葉)のように証明致します。

計 量 結 果

採取地点	三好市池田町深川谷 (砂防堰堤の所)			
採取日	平成 27 年 1 月 20 日	時 刻	14:55~15:10	
天 候	晴	気 温	7.5℃	
臭 気	なし	水 温	7.9℃	
外 観	無色透明 透視度:>50cm	採取方法	直接採取	
項 目	単 位	定量下限値	計 量 結 果	参 考 基 準
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003	0.0003 未満	0.003 以下
全 シ ア ン	mg/L	0.1	不検出	検出されないこと
鉛及びその化合物	mg/L	0.005	0.005 未満	0.01 以下
六価クロム	mg/L	0.01	0.01 未満	0.05 以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.01 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.0005	0.0005 未満	0.0005 以下
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.002	0.002 未満	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002 未満	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0002	0.0002 未満	0.002 以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	0.0004 未満	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.005	0.005 未満	0.1 以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	0.004 未満	0.04 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	0.01	0.01 未満	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006	0.0006 未満	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	0.0002	0.0002 未満	0.002 以下
チウラム	mg/L	0.0006	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.0003	0.0003 未満	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002	0.002 未満	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.01 以下
セレン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.01 以下
有機リン	mg/L	0.1	0.1 未満	—
ふっ素	mg/L	0.1	0.1 未満	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.1	0.1 未満	1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.1	1.1	10 以下
1, 4-ジチオキサ	mg/L	0.005	0.005 未満	0.05 以下
BOD	mg/L	0.5	0.5 未満	2.0 以下

※ 備考 1: 参考基準「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」〔河川 A 類型〕抜粋
「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考 2: 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

計 量 方 法

項 目	計 量 方 法
カドミウム及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 5. 2
全 シ ア ン	J I S K 0 1 0 2 3 8. 1. 2 及び 3 8. 3
鉛及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 4. 1
六価クロム	J I S K 0 1 0 2 6 5. 2. 1
砒素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 1. 2
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	環境庁告示 第59号 付表1
アルキル水銀化合物	環境庁告示 第59号 付表2
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	環境庁告示 第59号 付表3
ジクロロメタン	J I S K 0 1 2 5 5. 2
四塩化炭素	J I S K 0 1 2 5 5. 2
塩化ビニルモノマー	環境庁告示 第10号 付表
1, 2-ジクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 5. 2
1, 1-ジクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 5. 2
1, 2-ジクロロエチレン	シ ス 体: J I S K 0 1 2 5 5. 2 トランス体: J I S K 0 1 2 5 5. 2
1, 1, 1-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 5. 2
1, 1, 2-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 5. 2
トリクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 5. 2
テトラクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 5. 2
1, 3-ジクロロプロペン	J I S K 0 1 2 5 5. 2
チウラム	環境庁告示 第59号 付表4
シマジン	環境庁告示 第59号 付表5第1
チオベンカルブ	環境庁告示 第59号 付表5第1
ベンゼン	J I S K 0 1 2 5 5. 2
セレン	J I S K 0 1 0 2 6 7. 2
有機リン	環境庁告示 第64号 付表1
ふっ素	J I S K 0 1 0 2 3 4. 1
ほう素	J I S K 0 1 0 2 4 7. 1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	J I S K 0 1 0 2 4 3. 1 及び 4 3. 2. 3
1, 4-ジニトロベンゼン	環境庁告示 第59号 付表7
BOD	J I S K 0 1 0 2 2 1